



熊本県公報

号外 第 3 2 号

平成 29 年 10 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 3
- 熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 4
- 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例…………… (高齢者支援課) 4
- 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する
条例…………… (男女参画・協働推進課) 4
- 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正
する条例…………… (企業立地課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

- 1 失業者の退職手当の給付を延長できる対象者に、特定退職者であつて、激甚災害等により離職を余儀なくされた者等に相当する者等に該当し、かつ、知事が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものを加えることとした。(第 10 条、附則第 38 項関係)
- 2 移転費の支給対象者に、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職する者を加えることとした。(第 10 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 及び 4 の一部は、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。

(1) 旅行業法の一部改正に伴うもの 旅行サービス手配業登録申請手数料	15,000 円
(2) 不動産特定共同事業法の一部改正に伴うもの ア 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料 イ 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	60,000 円 60,000 円
(3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴うもの 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料	8,000 円ほか
- 2 1(3) の手数料について、平成 32 年 3 月 31 日までの間、徴収しないこととした。(附則第 37 項関係)
- 3 通訳案内士法等の一部改正等に伴う規定の整理を行うこととした。
- 4 1(1)、3 及び 5 の一部は平成 30 年 1 月 4 日から、1(2) 及び 5 の一部は平成 29 年 12 月 1 日から、1(3)、2 及び 5 の一部は公布の日又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 24 号)の施行の日のいずれか遅い日から、5 の一部は公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置等を定めることとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を講ずることとした。(第 52 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例

- 1 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

- 1 個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人の名称変更に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 次の 2 条例について、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の一部改正、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正等により地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填に係る措置の適用要件が改められたことを踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 熊本県工場等設置奨励条例（第 2 条、第 3 条関係）【第 1 条】
 - (2) 熊本県税特別措置条例（第 1 条、第 4 条の 13、第 5 条関係）【第 2 条】
- 2 この条例は、公布の日又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 4 条第 1 項の規定により熊本県が作成した基本計画が同条第 6 項の規定により主務大臣の同意を得た日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 36 号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年熊本県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) その者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
 - イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する職業指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第 10 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

- 38 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員等に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」とあり、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する職業指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する職業指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。（経過措置）

- (2) 第 2 条第 1 項第 6 2 4 号の 3 の次に 1 号を加える改正規定、附則に 1 項を加える改正規定及び附則第 3 項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 2 4 号）別表第 1 手数料の項第 5 6 4 号の 3 2 の次に 1 号を加える部分に限る。）公布の日又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 4 号）の施行の日のいずれか遅い日
 - (3) 第 2 条第 1 項第 6 1 7 号の次に 2 号を加える改正規定及び附則第 3 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項第 5 6 1 号の次に 2 号を加える部分に限る。）平成 29 年 1 2 月 1 日
 - (4) 第 2 条第 1 項第 1 3 0 号から第 1 3 2 号までの改正規定、同項第 3 1 0 号から第 3 1 3 号までの改正規定、同号の次に 1 号を加える改正規定及び附則第 3 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項第 5 6 4 号の 3 2 の次に 1 号を加える部分及び同項第 5 6 1 号の次に 2 号を加える部分を除く。）平成 3 0 年 1 月 4 日（経過措置）
- 2 附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日（以下「4 号施行日」という。）の前日までの間、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 5 0 号）附則第 4 条の規定により行われる同法第 2 条の規定による改正後の旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 2 3 条第 1 項及び通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 2 2 8 号）第 1 条の規定による改正後の旅行業法施行令（昭和 4 6 年政令第 3 3 8 号）第 5 条第 2 項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の第 2 条第 1 項（第 3 1 3 号の 2 に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。
（熊本県収入証紙条例の一部改正）
- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
- | | | | |
|-------------|--------------------|----------------------------|--|
| 別表第 1 手数料の項 | 第 2 8 6 号の次に | 次の 1 号を加える。 | |
| | 286 の 2 | 旅行サービス手配業登録申請手数料 | |
| 別表第 1 手数料の項 | 第 5 6 1 号の次に | 次の 2 号を加える。 | |
| | 561 の 2 | 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料 | |
| | 561 の 3 | 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料 | |
| 別表第 1 手数料の項 | 第 5 6 4 号の 3 2 の次に | 次の 1 号を加える。 | |
| | 564 の 32 の 2 | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料 | |
- （熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 4 号施行日の前日までの間、附則第 2 項の規定により徴収する手数料については、前項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第 2 条及び別表第 1 手数料の項第 2 8 6 号の 2 の規定の例により、当該手数料を徴収するものとする。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 8 号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。
第 5 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 法第 7 3 条の 1 4 第 1 1 項から第 1 3 項までに規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。
平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 9 号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例
熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成 5 年熊本県条例第 5 3 号）は、廃止する。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 0 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例
熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成 2 6 年熊本県条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

